

令和8年9月29日

馬淵建設株式会社
代表取締役 馬淵 圭雄 殿

アスベスト除去工事の仮囲いにパンチングメタルを 使用するには大きな問題があること(緊急要請)

(仮)ガーラ・レジデンス洋光台新築工事
近隣住民一同

前略 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、貴殿等は、「アスベスト除去工事の説明会に際しての質問及び要請書(その3)～(その5)」及び「再質問書(その1)」に対する回答をしないままに、アスベスト除去工事に関する仮囲いの設置工事を開始した。

取り分け、近隣住民は、アスベスト除去工事中の仮囲いを含む密閉性について疑念を抱き、その形状等に関し、「アスベスト除去工事の説明会に際しての質問及び要請書(その4)」の項目8の中で質問している。それにもかかわらず、貴殿等はその回答をしないまま、仮囲いの設置工事に着手した。

かかる行為は、アスベスト除去工事という、近隣住民及び通行者らの生命・身体及び生活環境への影響が懸念される工事を行うに当たり、住民らが求めている安全性について説明を尽くすことなく、工事を先行させたことであり、近隣住民との信頼関係を著しく損なう行為として、到底看過することは出来ない。

また、令和8年8月18日のアスベスト除去工事に係る説明会において、作業所長から、①ナマコ壁のアスベスト除去工事、及び、②その後の間知ブロック擁壁の解体・築造を通じて使用する仮囲いを設置するとの説明があった。

その際に、近隣住民から、北東側擁壁頂部の十字路部分においては、仮囲いの設置により従前より交差点の視界が悪化することを指摘し、コーナー部分の前後5メートルを一般的な鋼板ではない透明のアクリル板を設置することを提案・要請し、作業所長からは、その要請について快諾する旨の回答がその場であった。

したがって、近隣住民としては、少なくとも説明会において、仮囲いについては鋼板又はアクリル板を使用するとの説明を受け、その前提で安全性及び視認性について確認したものである。

ところが、家屋の前に設置された仮囲いを確認した複数の近隣住民から、「パンチングメタル(有孔鋼板)」が3枚おきに利用されており、説明会における作業所長の説明とは異なるのではないかと指摘が相次いでいる。

パンチングメタルは、一般的な工事現場の外周部において、通気性を確保することや、内部を見通せることによる視認性・安全性、さらには風を受けた際の風荷重を低減することなどを目的として数多く使用されている。

しかし、本件現場におけるパンチングメタルの使用については、その一般的な使用目的だけを持って適切と判断することは出来ない。本件では、仮囲いの直近かつ上部にアスベストを含有するナマコ壁が存在し、その除去・解体作業が行われるからである。

即ち、多数の穴が開いているパンチングメタルを利用したことにより、鋼板のみによる連続した遮蔽とは異なり、風の流出入・通過を許すことになる。言い換えれば、仮囲いの外側及び敷地内部側から風を受けた際に、パンチングメタルの穴が風の通り道となり、内部の養生に多大な影響を与えることとなり、その結果、養生の一部が破損し、除去中のアスベストが外部に漏れ出す可能性を否定することは出来ない。

また、仮囲いの内側に養生シートが垂らされるが、横材・斜材等の他の構造物との複雑な配置によって、この養生シートを幾ら目張りしたとしても、パンチングメタル設置箇所及び周辺の密閉性(遮蔽性)を完全に確保することは困難である。

さらに、設置されたパンチングメタルを利用した仮囲いを、アスベスト除去後のナマコ壁及び間知ブロックの擁壁解体時にそのまま使用するとすると、外部(生活道路)にコンクリート粉末(アルカリ性)を含む粉じんが漏れ出す構造であり、その観点からも不適切であることを指摘する。

即ち、生活道路に接した場所における解体作業に、パンチングメタルを利用した仮囲いを設置することは、建設業に従事する者として明らかな誤りであることを認識し、適切な対応をされたい。ましてや、発がん性があるアスベスト除去工事に関し、パンチングメタルを仮囲いに使用することは論外である。

上記の理由から、近隣住民一同は、現状のパンチングメタルの利用箇所は、通常
の鋼板に交換することを要請する。貴殿の対応内容につき書簡にて回答すると共に、
至急、現場対応されたい。(回答期限:足場組立て開始前の10/5まで)

注) 本書簡は、個人情報保護したうえで、「青空を渡さない会」のホームページに掲載する。また、貴殿からの回答(対応結果)についても同様な扱いとする。